
* 定 款 *
* * * * *

フジプレミアム株式会社

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、フジプレミアム株式会社と称し、英文では Fujipream Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種光学機能性フィルムの精密貼り合わせ加工及び販売
- (2) 大型ガラスと各種機能性フィルムの貼り合わせ加工及び販売
- (3) 放射光を利用した微細加工の研究開発及びそれを応用した電子部品材並びに医療用部材の製造、販売
- (4) 電子工学用機械部品の製造、販売
- (5) 各種梱包・包装機械の設計、製作及び販売、修理
- (6) 倉庫管理業及び梱包発送代行業務
- (7) 太陽光発電、風力発電、燃料電池、マイクロガスタービン発電等の発電システムの研究開発及びその応用製品の製造、販売
- (8) 建具、什器等住宅設備機器の開発、製造、販売
- (9) 建設業法に基づく建築工事業、電気工事業及び内装仕上工事業
- (10) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
- (11) 太陽光発電のための屋根貸し事業に関する業務
- (12) 発電機器、床暖房機器、冷暖房空調機器等各種システム及び周辺機器の開発、製造、販売
- (13) 住宅設備機器、環境改善機器、太陽電池利用機器等各種機器類及び周辺機器の開発、製造、販売
- (14) パンフレット・チラシ類のデザイン、製作、印刷、販売
- (15) 一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、貨物軽自動車運送事業及び産業廃棄物収集運搬業
- (16) 農業及びその農業に関連する事業
- (17) 旅行業、労働者派遣業、有料職業紹介事業
- (18) とび・土木工事業、屋根工事業、管工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、建具工事業、消防施設工事業、造園工事業、水道施設工事業、熱絶縁工事業、タイル・れんが・ブロック工事業・しゅんせつ工事業、鉄鋼業
- (19) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県姫路市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電

子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は105,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める「株式取扱規則」による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集時期)

第10条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部につ

いて、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の議決権の代理行使)

第15条株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第22条取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第25条当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第26条当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第29条監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第30条監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第31条監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第32条当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第33条会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第35条当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第36条当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第37条当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第38条期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。